

令和2年度  
施設事業計画書

障がい者支援施設  
南幌めぐみ学園

# 目 次

基本方針.....	1
<b>事業計画</b>	
1. 運営方針.....	2
2. 支援方針.....	2
3. 支援内容.....	3
4. 日中活動支援.....	3
5. 保健衛生支援.....	5
6. 栄養管理・支援.....	6
7. 余暇支援.....	8
8. 地域生活移行にむけての支援.....	8
9. 事故防止と安全対策.....	9
10. 職員研修.....	9
11. 職員会議、支援員会議、個別ケース会議、ケア会議・給食会議の開催.....	10
12. 地域交流の推進.....	10
13. ボランティアの開拓と育成.....	10
14. 防災計画.....	10
15. 職員研修計画.....	11
16. 日課表.....	14
17. 生活支援.....	15
18. 年間行事計画表.....	17

# 基本方針

1. 障がいのある方の「その人らしく生きる」を支えるには、支援者が権利擁護の視点をもって個別の具体的な支援方法を考え、実践することが求められ、身体上の障がいにより自己決定が困難な方々に対して、その人に代わって誰かがその人のことを決めるのではなく、その人自身が自分のことを決めることができるように支援することが求められている。また、ご利用者が何を必要としているのか、何を求めているのかといった心理的ニーズを理解することが重要であり、本人を中心とした支援を行なっていく。
2. 個別支援計画に基づきサービスを効果的に提供するため、ご利用者・ご家族の意向を十分反映させていくとともに、相談・協力が得られるよう連携を密にする。また、刻々と変化する福祉動向や情報に対し個別面談・三者面談を継続的に行う。めぐみ会との合同研修会・懇談会、また、ご利用者が楽しみにしている道内・道外旅行を今後も実施する。
3. なんぼろ地域生活支援センター「かよえ〜る」での日中活動を継続的に行ない、ご利用者の職住分離の意識をさらに高め作業スペースの拡大など効果的な設備利用をはかる。
4. 地域交流の場や地域に根ざした活動展開の一環として、菓子工房 もぐもぐ（クッキー作り・コーヒー宅配など）を地域活動の拠点として、「わんだブル CAFE MEGUMI」とドッグランを無料開放し営業をとおして、ご利用者の就労の場を確保しながら、地域に開放することで地域貢献の一環としていく。
5. 自立訓練支援センター「ふれあい」の設備と機能を利用して地域生活経験や宿泊訓練などに取り組み、ご利用者本人の主体性を尊重した支援を行う。
6. 地域における社会貢献の取組みとして、地域住民の方々への施設、かよえ〜るの開放を行ない、ふれあいの場として利用する。  
南幌町と特別養護老人ホームみどり苑へ干支のウッドパズルと干支の和紙工芸品の提供（広く町民に見ていただく）。地域の清掃や高齢者宅の除雪及び、保育園、幼稚園、また小学校低学年に子供軍手を提供し地域への貢献を果たす。

# 事業計画

## 1. 運営方針

- 1) 施設入所支援は施設に入所するご利用者の夜間帯において、入浴、排泄、食事等の介護及び相談、助言等のほか、ご利用者の意思決定を尊重し社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理の支援を行う。また、質の高いサービスを実現するためには、安心・安全・信用・信頼が求められ、リスクマネジメントの視点が不可欠である。職員一人ひとりが役割を担って、ご利用者の気持ちを考えながら「ご利用者の自立」「ご利用者の安全配慮」を両立させた質の高いサービスを提供していく。
- 2) 生活介護事業は、ADLの低下や自閉症等に起因する行動障がいなど、身体・精神面で常時介護を必要とするご利用者に対し、安全で豊かな日常生活を営むことができるよう、地域やご家庭との結び付きを重視し、市町村、相談支援、その他の支援施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努め、個々のご利用者の意思決定を尊重した支援を行う。また、創作活動や生産活動の機会の提供、外出や行事、レクリエーション等の参加など日中活動の更なる充実を図る。
- 3) 就労継続支援B型事業は、ご利用者の自立支援を推進するために、地域での様々な職場実習支援及び菓子工房もぐもぐを展開しながら、製造・販売活動を通じてご利用者の作業能力向上と地域生活への意欲を高める支援を行う。
- 4) 短期入所事業では、ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事の介護支援その他の必要な保護を適切かつ効果的に行い、ご家族の負担を軽減しながら、安心・安全な支援が受けられるようご利用者の立場に立ったサービスを提供していく。

## 2. 支援方針

### 1) 目的

生活をより自立させるための日常生活習慣の確立を目指すと共に、人が人なりの社会生活、日常生活を営んでいく上で必要な能力やマナー、

生活習慣などを身につけ、より豊かな人間性を培う。

## 2) 個別支援計画

- ア) ご利用者一人ひとりの特性や現状・生活環境等を総合的に把握分析し生活課題を明確にしたうえで、ご利用者・ご家族の意向に沿った個別支援計画を策定し実施をしていく。また、期間ごとにモニタリングと見直しをかけ、生活の全体性と個別性のバランスを図りながら生活習慣の確立とより豊かな生活環境の実現を目指す。
- イ) 日常生活を送るうえで、日常身辺処理の自立は、人間らしく成長していくうえにおいて必要なものである。  
朝の着替えに始まり、挨拶、洗顔、歯磨き、食事、排泄、入浴、就寝など一日の流れの中で基本的な生活習慣を確立していく。  
また、障がいの重い人にとっては、これらを身につけていくことそのものがその人の発達成長のひとつである。
- ウ) 社会生活を営むうえで必要な礼儀節度、技能等を身につけることも重要であり、そのためにはご利用者自身の情緒の安定と楽しい生活環境づくりが必要である。一日の生活の流れの中で学習、日中活動、余暇支援、各行事等を通じて、集団の中での役割をもたせ、好ましい人間関係を形成し、自己抑制、けじめある生活、社会的礼儀節度、協調性、自主性、責任感を養う。

## 3. 支援内容

- 1) ご利用者にあった（日中）活動を見出しつつ、能力に応じた支援を行い、学習や活動への意欲を大切にして自立心を養う。
- 2) ご利用者自身が日常の生活場面で意思決定しやすい環境を整え、選択できるメニューを用意し、権利擁護が図られるよう支援する。
- 3) 道内旅行・道外旅行、果物狩りなどの外出の機会を通し社会的礼儀や地域文化と接することにより豊かな人間性を養う。町内行事、園内外の清掃など様々な経験を通じて、経験と人と関わる楽しさ、地域の一員としての貢献等を体感してもらおう。地域の人々とのふれあいを通じて障がい者への理解と協力を求め、社会福祉への啓蒙を図ろうとするものである。

## 4. 日中活動支援

### 1、生活介護事業

食事の提供及び、食事・歯磨き・入浴・排泄などの身体介護、社会参加の支援、日常生活の相談支援など日常生活全般にわたる支援を行う。

#### 1) 紙器加工

箱折り作業を通して集中力・責任感・意欲を持ち、お互いに協力しあう気持ちを育て、作業工程を通して物が完成していく楽しさや達成感を感じてもらえるよう支援する。また、個々の自立課題への取り組みでは、個性や可能性、発展を見いだせる工夫を支援していく。

#### 2) 生活訓練

日中活動の中で洗顔・身だしなみ・洗濯・居室整理等、日常生活習慣の理解を深め、身体機能の維持回復に向けて健康・体力づくりを取り組んでいく。ご利用者の興味のある製品づくりと和紙工芸品等は福祉の店（札幌・江別市）で販売をしていく。また、軍手作業を通して安定した製品作りを目指し地域貢献につなげていく。また、学園前庭の草取りや花壇の花植え等の環境整備を行ない、個別の支援とグループでの活動を行い情緒の安定を図り生きがいを感じる豊かな日中活動を提供していく。

#### 3) わんだフル CAFE MEGUMI

接客等を通して様ざまな方と触れ合うことや、生き生きと働く姿を見てもらうことで、障がいに対する理解促進につなげていくと共に、働くことや社会参加の機会を提供する。

また、地域貢献の一環として併設のドックランを無料開放継続し、地域住民の方々との交流の場として広く開放していく。

### 2、就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人たちに対して、就労の機会、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のために必要な支援を行なっていく。

#### 1) 職場実習

##### ◎長期職場実習

(株)スリービー・・・・・・・・タモギダケの収穫等。

利用者 女子 2名

## 2) 菓子工房 もぐもぐ

手作りクッキーなどの焼き菓子づくり、イベントでの喫茶出店、コーヒー委託販売などに取り組む。

# 5. 保健衛生支援

## 1) 目的

「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」  
(日本国憲法第 25 条 基本的人権より)

健康は、すべてに優先するものであることを根本に、ご利用者の健康に配慮し、その保持増進に努める。日常生活のあらゆる場面で病気や危険を防止し衛生的で文化的な生活を支援することを目的とする。

## 2) 健康教育

生活懇談会（医療・栄養の相談支援）を開催し、日常生活に必要な正しい知識の普及に努める。

## 3) 疾病の早期発見・早期治療

健康診断・検診を行い、早期発見に努め、要精検者は確実に受診し適切な治療を支援する。（随時ご家族へ報告する。）

ご利用者対象	身長・体重・血圧測定	毎月 1 回
	歯科訪問診療	毎月 1 回
	健康診断	年 2 回
	BMI チェック	月 1 回
35 歳以上（男女）	胃がん検診（ヘプシーゲン採血）	年 1 回
	大腸がん検診 （検便・検査可能な利用者）	年 1 回
30 歳以上（女性）	乳がん・子宮がん検診（検査可能なご利用者）	
職 員	血圧測定	毎月 1 回
	健康診断	年 2 回

## 4) 治療・看護の継続

通院の必要ながご利用者は適切に受診できるよう支援し、主治医の指示を受け、治療が円滑にすすむよう日常生活の改善を図り看護する。

服薬しているご利用者について、内服薬・外用薬ともに医務室にて保管

し、適宜配薬を支援する。副作用の観察を行い異常時には速やかに主治医等へ報告を行い適切な指示を受け対応する。

#### 5) 健康の保持増進

ご利用者が現在の健康状態を維持し、身体機能の低下を防ぎ、快適に過せる生活環境を提供する。

各種行事（スポーツ大会、レクリエーション）、ラジオ体操の推進、居住棟の湿度・温度調節、換気・採光への配慮を行う。

大掃除 年3回（5・8・12月）実施。

#### 6) 感染症の予防

職員・ご利用者ともに手洗いうがいの徹底を促し感染症の予防を行う。感染症対策委員会において、その都度予防対策を話し合い、その啓蒙に努める。

インフルエンザワクチン 年1回

園舎、トイレ、洗面所の消毒は毎日行う。

#### 7) 令和2年度 医療事業計画

1. 日中の通院支援、傷病者の看護。

2. 健康診断 4月・10月の予定

3. 体重・血圧測定 毎月1回

4. 医療・栄養の相談支援 毎月1回

5. インフルエンザワクチン 10月の予定

6. 北広島メンタルクリニック・加藤歯科・江別皮膚科クリニック  
各医師の往診。

7. 感染症対策委員会を随時開催する。

## 6. 栄養管理・支援

### 1) 基本方針

ご利用者が自立して快適な日常生活を営み、一人ひとりの栄養健康状態の維持と食生活の質の向上を目指し、個々の嗜好や身体状況に応じた個別の栄養ケアマネジメントを実施していく。食事の楽しさを感じていただき穏やかな時間を過ごせるように、食材も旬のものを取り入れ季節感のある献立にする。心のこもった安全で喜ばれる調理、丁寧できれいな盛り付けをする。

上記を念頭におき毎月給食運営会議（職員・業者・ご利用者代表）を開催し協議する。



## 2) 目的

- ① 年齢や性別、活動量を考慮し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。
- ② 毎日の食事を通して、正しい食習慣が身につくよう助言及び支援する。
- ③ 栄養と運動の効果を教え、健康的な体づくりを目指す。
- ④ 糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病予防を心がけるよう助言及び支援する。
- ⑤ 摂食状況により、嚥下困難な方など個別に対応した食形態で提供し常に改善に向けて観察を行う。

## 3) 献立

- ① 「日本人の食事摂取基準（2020年版）」を活用し、施設の給与栄養目標量を設定し運用する。ご利用者は性別、年齢、体重、生活活動強度が異なるが、すべてのご利用者に対して適切な食事を提供する。
- ② 献立の内容は偏らず、家庭的な料理を取り入れるよう配慮する。
- ③ ご利用者に満足していただけるよう、行事食や誕生膳、パンバイキング、麺類の選択メニューを引き続き行っていく。
- ④ 食材は可能な限り国産を使用する。また、天然だしを使用することで化学調味料の使用を減らし素材の味を生かすよう心がける。

## 4) 嗜好調査

- ① 個人の嗜好を把握するため、聞き取り、観察、アンケート方式により嗜好調査を年1回実施する。また、生活懇談会、給食会議等で出た意見を可能なかぎり献立にとり入れる。
- ② 毎食ごとの残菜量を計量し、嗜好や適量の調査を行い、献立作成に活用する。

## 5) 適温給食

温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま、おいしい状態で食べていただけるよう盛り付け時間の調整を行い、適温給食に努力する。また、食欲をそそるような盛り付け、強化磁器製の食器を使用しより家庭的な雰囲気近づけていく。

## 6) 疾病への対応

- ① 糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病と診断されたご利用者は、医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養及び内容を

有する療養食を提供する。

- ② 疾病予防段階にあるご利用者に対しては、本人、家族と協議のもと療養食に準じる食事を提供する。
- ③ 月に1回以上体重測定、血圧測定を行い栄養状態の評価を行う。

## 7) 栄養支援

### ① 食事と健康

日々の食事から、主食、汁物、主菜、副菜がそろったバランスのとれた食事を摂ることを身につけてもらう。またいろいろな栄養素を摂取することで健康を維持していくことを知ってもらう。

### ② 生活習慣病予防

生活習慣病の危険性、予防法を知ってもらう。

### ③ 衛生管理

食中毒予防とあわせて、食事前の手洗いやうがいをを行う。

### ④ 食事のマナー

基本的な食事に対するマナーを身につけるよう支援する。

## 8) 令和2年度栄養事業計画

### 1. 栄養ケアマネジメント

### 2. 給食運営会議 毎月1回

### 3. 生活懇談会（医療・栄養指導） 毎月1回

### 4. 嗜好調査 年1回

### 5. パンバイキング 毎月1回 誕生日膳 毎月1回

麺類の選択メニュー 毎月1～2回 ライブキッチン

### 6. 行事食

新年会・節分、ひな祭り、開園記念日、端午の節句、焼肉パーティ、クリスマス、忘年会、もちつき、おせち料理など。

### 7. 夏季の暑い日には、かき氷・アイスクリーム等を提供する。

## 7. 余暇支援

生活の中で自由時間の占める割合は大きく、この余暇時間をどのように活用するかを支援し、楽しみと潤いのある生活を見出していけるよう努める。余暇支援ではカラオケ、パークゴルフ、の各クラブ活動と共に、DVD上映や、ゲーム、施設外のサークル活動参加などを用意し、ご利用者の趣味、特技により個々の余暇支援を行う。また、今年度から小グループでの外出支援を取り入れ社会学習を実施する。

## 8. 地域生活移行にむけての支援

- 1) 地域で開催される各イベントへ参加をしながら、地域住民とご利用者とのふれあいを深め、理解と関心を高める。
- 2) ご利用者・保護者に対しグループホームに関する情報や資料の提供を行なうとともに地域生活に関する相談に応じる。
- 3) 「ハイツひまわり」や自立訓練支援センター「ふれあい」の設備や機能を有効に活用し、ご利用者がより地域生活、家庭生活に近い形での生活訓練に取り組む。
- 4) 火気取扱いや避難訓練の実施、電気設備使用における安全教育と事故防止の意識を高める。余暇の充実、必要な連絡や相談と自主性を尊重した支援を行う。

## 9. 事故防止と安全対策

### 1) 目的

ご利用者には特別の保護、支援が必要であり、日常生活訓練において自ら身を守ることは不十分なものが多いので、次の事項により事故防止と安全に努める。

### 2) 事故防止策

- ア) 機械器具の操作、取り扱いに注意する。
- イ) ガラス、薬品、各種スイッチ、ガス器具、マッチ、暖房器具など常に注意を払い、事故の原因にならないようにする。
- ウ) 無断外出には特に注意し、ご利用者の状況、人員の把握、点呼などにより事故のないよう努める。
- エ) 川、沼、貯水池など、水による事故のないよう注意する。
- オ) 情緒不安による喧嘩、いたずらが事故にならないように注意する。
- カ) 園内外での交通事故のないよう注意する。

### 3) 安全対策

- ア) 障がいの程度に応じて安全教育を推進する。
- イ) ご利用者個々の実態をよく知っておくよう努める。
- ウ) 安全であることを確認する。
- エ) 救急、応急処置に対する研修に取り組む。
- オ) ご利用者に交通規則を教育する。

## 10. 職員研修

職員の援助技術の高揚や充実をはかる為、北海道社会福祉協議会や知的障がい福祉協会の研修会の他、障がい者虐待防止・権利擁護の研修会に多く参加し意識と啓発に努める。また、その他団体の研修会や、自閉

症援助技術研修会の活動にも参加し、支援技術の知識の習得に努める。

職員の自己啓発を目的として、福祉関係の資格取得に際しては積極的なバックアップ体制をとる。研修会後には、会議等で復命研修を行い、研修内容を広く職員に伝え意識改革や働く意欲の増進、ご利用者サービスの質向上に努める。

## 11. 職員会議、支援員会議、個別ケース会議、ケア会議、給食会議等の開催

法人・施設の重点方針に従い事業を推進するため、理事会で審議検討し、毎月必要に応じて各会議を開催し、統一した支援を行う。

## 12. 地域交流の推進

地域行事への積極的な参加により、社会生活地域交流の幅を広げる。行事だけでなく各種ボランティアの要請を行い、地域における障がい者への理解を深めると共に地域への貢献もはかる。

## 13. ボランティアの開拓と育成

ボランティアの重要性とその活動や効果を再認識し、事業所への積極的な受け入れを行う。

- 1) 町内のボランティアサークルに年間行事予定等を送付するなどの働きかけにより、事業への理解を求め協力を要請していく。

日赤奉仕団・北町福祉部会・空知信用金庫

ボランティア活動登録者連絡会・個人ボランティア

- 2) 福祉教育推進のため、学生のボランティアを積極的に受け入れる。

## 14. 防災計画

常に、災害防止に努め、火災・風水害・大雪・地震・ミサイル通過を想定し、月に1回避難訓練、年2回総合避難訓練（検証を含む）を行い、消火器の実施訓練と消防署職員より指導を受ける。又、風水害及び不審者侵入を想定した防犯訓練を計画し、防災・防犯に関する意識づけをしていく。

## 15. 職員研修計画

開催月	研修名	主催者	人数
2年			
4月	施設内研修 虐待防止・権利擁護研修	南幌めぐみ学園	役職員
5月	新任職員マナー研修 全道施設長セミナー 特定給食施設等従事者研修会	空知信用金庫 北海道知的障がい福祉協会 空知総合振興局	1名 1名 1名
6月	職員共済会研修会・総会 施設内研修 リスクマネジメント研修 北海道社会就労センター施設長研修会 空知職員研修会 I 空知保健医療栄養部会研修会	職員共済会 南幌めぐみ学園 社会就労センター協議会 空知知的障がい福祉協会 空知知的障がい福祉協会	1名 役職員 1名 2名 1名
7月	全国知的障がい関係施設長会議 北海道知的協会関係支援員研修 I 道社協新任スキルアップ研修 救命救急講習・喉つまり応急処置研修 中堅職員スキルアップ講座 全国福祉施設士セミナー	日本知的障がい者福祉協会 北海道知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会 南幌めぐみ学園 北海道社会福祉協議会 日本福祉施設士会	1名 1名 1名 全員 1名 1名
8月	特定給食施設等運営管理者研修会 権利擁護セミナー 虐待防止研修会	空知総合振興局 北海道知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会	1名 4名 1名
9月	社会福祉法人 ブロック研修 南空知圏域感染症予防研修会 空知知的障がい福祉協会 職員研修会 北海道社会就労センター研修会 全国知的障がい福祉関係職員研究大会	北海道社会福祉協議会 空知総合振興局 空知知的障がい福祉協会 社会就労センター協議会 日本知的障害者福祉協会	2名 2名 1名 1名 1名

開催月	研 修 名	主 催 者	人 数
2年			
10月	施設内研修 感染症予防対策研修 施設相談員専門研修 北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修 職員共済会業務説明会 災害対策検討委員会 看護師専門研修	南幌めぐみ学園 北海道社会福祉協議会 北海道 職員共済会 北海道知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会	全員 1名 3名 1名 1名 1名
11月	加齢化支援研修会 災害対策研修会 北海道ソーシャルワーカー協会研修会 日中活動支援部会職員研修会 地域支援スタッフ研修会 栄養士専門研修 施設入所支援部会職員研修会 めぐみ会合同研修会	北海道社会福祉協議会 空知知的障がい福祉協会 北海道ソーシャルワーカー協会 北海道知的障がい福祉協会 空知知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会 北海道知的障がい福祉協会 南幌めぐみ学園	2名 1名 1名 1名 2名 1名 1名 8名
12月	空知知的障がい福祉協会 新任職員研修会 法人役員研修 日中活動支援部会全国大会 北海道ソーシャルワーカー協会研修	空知知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会 日本知的障害者福祉協会 北海道ソーシャルワーカー協会	1名 3名 1名 1名
3年			
1月	北海道福祉施設士会 ブロックセミナー 障がい者支援施設部会全国大会 幹部職員研修会 全道グループホーム等スタッフ研修会	北海道福祉施設士会 日本知的障害者福祉協会 北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会	2名 1名 1名 1名
2月	北海道社会福祉法人経営者協議会総会・研修会 社会福祉法人経営実務セミナー 障がい福祉経営セミナー 災害対策検討委員会	社会福祉法人経営者協議会 北海道社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会 北海道知的障がい福祉協会	1名 2名 1名 1名

開催月	研 修 名	主 催 者	人 数
3年	3月 全道施設長研修会 空知宿泊幹事会 北海道社会就労センター長研修  その他必要に応じて研修に参加する。	北海道知的障がい福祉協会 空知知的障がい福祉協会 社会就労センター協議会	1名 2名 1名

## 16. 日課表

時 間	日 課
6 : 3 0	起床、洗面
7 : 0 0	園内清掃
7 : 3 0	朝食
8 : 4 5	職員朝礼
9 : 0 0	ラジオ体操
9 : 0 0	園内清掃、消毒
9 : 3 0	活動準備、身だしなみ、居室確認
9 : 4 0	午前日中活動開始
1 1 : 5 0	午前日中活動終了
1 2 : 0 0	昼食、昼休み
1 3 : 0 0	午後日中活動開始
1 4 : 1 5	休憩（1 5 分間）
1 5 : 0 0	入浴
1 5 : 4 5	生活支援、ブラッシング、洗濯、居室清掃
1 6 : 0 0	午後日中活動終了
1 6 : 3 0	運動タイム（2 0 分）
1 7 : 0 0	職員ミーティング
1 8 : 0 0	夕食、余暇
1 8 : 1 5	入浴
1 9 : 0 0	ホームルーム、点呼、余暇
2 2 : 0 0	就寝
<p>備 考</p> <p>日曜、祭日は7 : 0 0 起床</p> <p>土曜、祭日前夜は2 3 : 0 0 就寝</p> <p>入浴は、月、水、金曜日は男性 火、木、土曜日は女性</p> <p>夏季等必要に応じて随時シャワー浴あり</p> <p>買い物実習等を随時実施する</p>	



## 17. 生活支援

単 元	支 援 内 容
起床・就寝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間になったら速やかに起きる。</li> <li>・「おはよう」の挨拶をする。</li> <li>・寝具をきちんとたたむ。</li> <li>・パジャマに着替え衣服をきちんとたたむ。</li> <li>・他ご利用者に迷惑をかけないよう静かに寝る。</li> </ul>
衣 服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつもきちんと、身だしなみを整える。</li> <li>・脱いだ衣服はきちんと片付ける。</li> <li>・汚れた物は、洗濯し、きれいな衣服を身につける。</li> <li>・活動着と外出着、普段着等の服装の区別をする。</li> </ul>
寝具を整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・順序正しく、きちんとたたむ。</li> <li>・シーツ、カバーの洗濯補修。</li> <li>・枕カバー、シーツ等が汚れたら随時交換する。</li> </ul>
洗 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き粉を適量つけて磨く。</li> <li>・口をすすぎ、うがいをする。</li> <li>・洗面器を使いタオルで顔を洗う。</li> <li>・タオルをきちんと絞って首、耳、手を拭く。</li> <li>・洗面用具は、水を切り、決められた場所におく。</li> </ul>
清 潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日ひげそり、頭髪、つめの手入れをする。</li> <li>・ハンカチ、ちり紙の所持と使用。</li> <li>・衣服の着替えをする。</li> </ul>
掃 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓を開けて掃除する。</li> <li>・掃除用具をきちんと片付ける。</li> <li>・ゴミを捨てる。</li> <li>・物をよせ、すみずみまできれいにする。</li> </ul>

単 元	支 援 内 容
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗剤の量を正しく使用する。</li> <li>・ 洗濯機・脱水機を正しく使用する。</li> <li>・ 洗濯物を区別し（色物・無地）丁寧に洗う。</li> <li>・ 乾いた衣類は、きちんとたたんで入れておく。</li> <li>・ 使った洗濯機・バケツ等はきれいに整理しておく。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週に3回以上入浴をする。</li> <li>・ 浴槽に入る前には素洗いをする。</li> <li>・ 洗体には石けん、ボディソープを使用し洗う。</li> <li>・ 洗髪にはシャンプー、リンスを使用する。</li> <li>・ 使用したタオル、石けん、シャンプー、腰かけ等は所定の場所に戻す。</li> </ul>
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事前の手洗いを確実にを行う。</li> <li>・ 食器をしっかりと持ち、箸、スプーン、フォーク等を使用し、よく噛んで食べる。</li> <li>・ 調味料を適量使用する。</li> <li>・ 残食の処理、下膳、使用後の椅子の整頓を行なう。</li> <li>・ なごやかな雰囲気でする。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレはきれいに使用する。</li> <li>・ 下着の上げ下げはきちんと行なう。</li> <li>・ トイレトペーパーは適量を使用する。</li> <li>・ 排便後は丁寧にしっかりと拭く。</li> <li>・ 排泄後の手洗いをしっかりと行なう。</li> </ul>

## 年間行事計画表(令和2年度)

	上 旬	中 旬	下 旬	備 考
4 月	開園記念日 4/1 定期健康診断 4/8 (利用者・職員) 福祉サービス相談員・ 虐待防止委員会	生活懇談会	日帰り社会学習	<b>毎月の取り組み</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰り社会学習</li> <li>・避難訓練</li> <li>・防災点検</li> <li>・身体、血圧測定</li> <li>・買物実習</li> <li>・精神科医師訪問</li> <li>・歯科訪問診療</li> <li>・皮膚科往診</li> </ul> <b>地域貢献</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への施設開放</li> <li>・南幌町へのウッドパズルの提供</li> <li>・地域清掃</li> <li>・高齢者宅の除雪</li> <li>・ドックラン無料開放</li> </ul>
5 月	めぐみ会定期総会 5/6 13:30～	生活懇談会 園内外清掃  総合避難訓練・検証	役員研修 「虐待とリスクマネジメント」 5/23 日帰り社会学習	
6 月	道内旅行 6/8～9 (登別・白老方面)	ジンギスカンパーティ 職員研修 「虐待とリスクマネジメント」	生活懇談会 保健医療部会 AED 救命救急講習	
7 月	第 33 回スポーツ大会 7/12	日帰り社会学習	生活懇談会	
8 月	日帰り社会学習		生活懇談会 南幌福祉スポーツ大会 8/18 予定 空知栄養士研修会	
9 月	日帰り社会学習	みんなあーと 9/17～19	第 33 回学園祭 9/20 生活懇談会	
10 月	定期健康診断 (利用者・職員)	総合避難訓練 空知卓球大会 10/18 日帰り社会学習	生活懇談会 道外旅行 10/26～28 (大阪・奈良方面)	
11 月	南幌町ボランティアフェスタ 11/1 権利擁護伝達研修 11/5・6 日帰り社会学習	災害対策委員会 空知フレンドカレッジ 11/15	生活懇談会	
12 月	もちつき	忘年会 赤い羽根 ティーボール大会 (札幌ドーム)	生活懇談会 大掃除	
1 月	元旦 初詣	新年会	生活懇談会	
2 月	節分 厄払い		生活懇談会	
3 月	ひなまつり 空知宿泊幹事会	園内レクリエーション	生活懇談会	

なんぼろ がくえんしよくいん ちか  
南幌めぐみ学園職員の誓い

わたし しょくいん りようしゃ たい ばあい  
1. 私たち職員は、ご利用者に対し、いかなる場合があっても  
ぼうりょく ぼうげん じんけんしんがい おこな けんり そんなちよう  
暴力・暴言・人権侵害を行わず、人としての権利を尊重し  
ようご  
擁護します。

わたし しょくいん りようしゃ いっさい さべつ みずか かだい  
2. 私たち職員は、ご利用者への一切の差別を自らの課題と  
はいじよ しゃかい りようしゃ りかい たか えんじよしゃ  
して排除し、さらに社会において利用者の理解を高める援助者  
あゆ  
として歩みます。

わたし しょくいん りようしゃ こせい そんなちよう おも う と  
3. 私たち職員は、ご利用者の個性を尊重し、思いを受け止  
ちい みのが こうじようしん  
め、小さなサインも見逃さぬよう、たゆみない向上心をもって  
しょくむ すいこう  
職務を遂行します。

わたし しょくいん りようしゃちゆうしん せいしん た じ こせんたく  
4. 私たち職員はご利用者中心の精神に立ち、自己選択の  
きかい かんきようづく はいりよ じ こけってい うなが じようけんせいび  
機会や環境作りに配慮し、自己決定を促す条件整備に  
つと  
努めます。

わたし しょくいん りようしゃ とも ちいき く ねが とも  
5. 私たち職員は、ご利用者と共に地域で暮らすことを願い、共  
い えんじよしゃ ひびどりよく  
に生きる援助者として日々努力します。

わたし しょくいん りようしゃ はったつ せいちよう えんじゆく  
6. 私たち職員は、ご利用者が発達・成長し、円熟するとい  
ここ たか かくしん えんじよしゃ じ こけんさん  
う個々の高まりを確信し、援助者としてたゆみない自己研鑽に  
努めます。

しょう しゃしえんしせつ  
障がい者支援施設

なんぼろ がくえん  
南幌めぐみ学園

りようしゃ みなさま  
ご利用者の皆様へ

なんぽろ がくえんしょくいん ちかい  
南幌めぐみ学園 職員の誓い

わたし しょくいん りようしゃ たい ばあい ぼうりよく

1. 私たち職員は、ご利用者に対し、いかなる場合があっても暴力・  
ぼうげん じんけんしんがい おこな ひと けんり そんちょう ようご  
暴言・人権侵がいを行わず、人としての権利を尊重し擁護しま  
す。

わたし しょくいん りようしゃ いっさい さべつ みずか かだい

2. 私たち職員は、ご利用者への一切の差別を自らの課題として  
はいじょ しゃかい りようしゃ りかい たか えんじょしゃ  
排除し、さらに社会においてご利用者の理解を高める援助者として  
あゆ

歩みます。

わたし しょくいん りようしゃ こせい そんちょう おも う と ちい

3. 私たち職員は、ご利用者の個性を尊重し、思いを受け止め、小  
みのが こうじょうしん しょくむ すいこう  
さなサインも見逃さぬよう、たゆみない向上心をもって職務を遂行しま  
す。

わたし しょくいん りようしゃ ちゅうしん せいしん た じこせんたく

4. 私たち職員はご利用者中心の精神に立ち、自己選択の  
きかい かんきょうづく はいりょ じこけってい うなが じょうけんせいび つと  
機会や環境作りに配慮し、自己決定を促す条件整備に努  
めます。

わたし しょくいん りようしゃ とも ちいき く ねが とも い

5. 私たち職員は、ご利用者と共に地域で暮らすことを願い、共に生き  
えんじょしゃ ひびどりよく  
る援助者として日々努力します。

わたし しょくいん りようしゃ はったつ せいちょう えんじゅく

6. 私たち職員は、ご利用者が発達・成長し、円熟するという  
ここ たか かくしん えんじょしゃ じこけんさん つと  
個々の高まりを確信し、援助者としてたゆみない自己研鑽に努めます。

しょう しゃしえんしせつ なんぽろ がくえん  
障がい者支援施設 南幌めぐみ学園

